

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案に対する修正案

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二十二條中国土交通省設置法附則第二條第一項の表平成三十四年三月三十一日の項を削る改正規定を次のように改める。

附則第二條第一項の表平成三十四年三月三十一日の項中
を削る。

沖繩特例通訳案内士に関すること。